

長浜市部活動の地域展開推進協議会設置要綱

(設置)

第1条 長浜市立中学校及び義務教育学校後期課程(以下「中学校」という。)の生徒にとって望ましい部活動の環境の構築と中学校における働き方改革の実現を図る観点から、中学校における部活動(以下「部活動」という。)の段階的な地域展開に向けた課題に総合的に取り組むため、長浜市部活動の地域展開推進協議会(以下「推進協議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進協議会は、部活動の段階的な地域展開に係る次に掲げる事項を検討し、その結果を教育委員会に報告する。

- (1) 部活動の地域展開に係る仕組みづくりに関すること。
- (2) 地域クラブ活動(地域の運営団体・実施主体による地域スポーツクラブ活動及び地域文化クラブ活動)の運営方法等に関すること。
- (3) 生徒や保護者、スポーツ・文化関係者、学校関係者への調査・周知に関すること。
- (4) 教職員の負担軽減に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、部活動の段階的な地域展開に関し必要な事項。

(組織)

第3条 推進協議会は、委員16人以内をもって組織する。

2 委員は、別表に掲げる者のうちから、教育長が委嘱又は任命する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から当該委嘱又は任命の日が属する年度の末日までとし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 推進協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理し、推進協議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 推進協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又はこれらの者から必要な資料の提出を求めることができる。

(専門部会)

第7条 会議で協議された事項の企画、調整及び実施を図るため、推進協議会に専門部会を置く。

2 部会員は、推進協議会が推薦した者及び会長が必要と認めた者をもって充てる。

3 部会員の任期は、部会員となった年度の末日までとし、再任を妨げない。ただし、部会員が欠けた場合における後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

4 専門部会の事務局は、推進協議会の事務局が兼ねる。

5 専門部会の事務局は、専門部会での会議の経過及び結果を会長に報告しなければならない。

(事務局及び庶務)

第8条 推進協議会の事務局は、教育委員会事務局教育指導課に置き、必要な庶務を処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、推進協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則 (令和7年3月31日教委告示第5号)

この要綱は、令和7年4月1日から改正する。

(会議の招集の特例)

この要綱の施行後最初の会議の招集は、第6条第1項の規定にかかわらず、教育委員会事務局が行う。

改正案	現行
(協議会名称) 長浜市部活動の<u>地域展開</u>推進協議会 (設置) 第1条 長浜市立中学校及び・・・中学校における部活動(以下「部活動」という。)の段階的な<u>地域展開</u>に向けた課題に総合的に取り組むため、長浜市部活動の<u>地域展開</u>推進協議会(以下「推進協議会」という。)を設置する。 (所掌事務) 第2条 (1)部活動の<u>地域展開</u>に係る仕組みづくりに関すること。 (5)前各号に掲げるもののほか、部活動の段階的な<u>地域展開</u>に関し必要な事項。 (事務局及び庶務) 第8条 推進協議会の事務局は、教育委員会事務局に<u>教育指導課</u>に置き、必要な庶務を処理する。 附 則 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。 <u>この要綱は、令和7年4月1日から改正する。</u>	(協議会名称) 長浜市部活動の<u>地域移行</u>推進協議会 (設置) 第1条 長浜市立中学校及び・・・中学校における部活動(以下「部活動」という。)の段階的な<u>地域移行</u>に向けた課題に総合的に取り組むため、長浜市部活動の<u>地域移行</u>推進協議会(以下「推進協議会」という。)を設置する。 (所掌事務) 第2条 (1)部活動の<u>地域移行</u>に係る仕組みづくりに関すること。 (5)前各号に掲げるもののほか、部活動の段階的な<u>地域移行</u>に関し必要な事項。 (事務局及び庶務) 第8条 推進協議会の事務局は、教育委員会事務局に<u>すこやか教育推進課</u>に置き、必要な庶務を処理する。 附 則 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表(第3条関係)

長浜市スポーツ協会の代表
長浜市スポーツ推進委員会の代表
長浜市スポーツ少年団の代表
長浜市総合型地域スポーツクラブ連絡協議会の代表
長浜市文化芸術協会の代表
長浜音楽協会の代表
長浜市民芸術文化創造協議会の代表
(公益財団法人) 長浜文化スポーツ振興事業団の代表
長浜市校長会長
長浜市中学校体育連盟支部長
長浜市PTA連合会の代表
長浜市市民協働部長
長浜市教育委員会教育部長
その他教育委員会が必要と認める者

専門部会(第7条関係)

長浜市市民協働部文化スポーツ課長
長浜市市民協働部文化スポーツ課職員
長浜市市民協働部生涯学習課長
長浜市教育委員会教育指導課長
長浜市教育委員会教育指導課職員
その他推進協議会が必要と認める者